

総長が特に命じる教育推進に係る事務を担当する部長を事務本部に置く件等の廃止について

総長が特に命じる教育推進に係る事務を担当する部長を事務本部に置く件等を廃止する件 案
総長が特に命じる教育推進に係る事務を担当する部長を事務本部に置く件（平成23年3月28日
総長裁定）、総長が特に命じる国際交流に係る事務を担当する部長を事務本部に置く件（平成23年
3月28日総長裁定）及び総長が特に命じる事務を担当する課長を施設部に置く件（平成23年3月
28日総長裁定）は、廃止する。

附 則

この総長裁定は、平成24年4月1日から実施する。